

令和4年度 第18回庁議要旨

日時：令和4年12月20日（火）

午前9時～午前9時50分

会場：庁議室

[審議事項]

1 市街地開発事業特別会計の一般会計への移行について（復興企画部）

被災市街地復興土地区画整理事業は、事業の円滑な管理運営を図るため、市街地開発事業特別会計により復興交付金等を活用し、新市街地及び既成市街地の土地区画整理事業を実施してきた。

被災市街地復興土地区画整理事業が令和4年度で完了する見込みとなったことから、本特別会計を廃止し、一般会計へ移行するもの。

(1) 主な内容

市街地開発事業特別会計を廃止し、一般会計へ移行する。

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会へ石巻市特別会計条例の一部改正について提案

（令和5年4月1日施行予定）

2 みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーンの実施について（復興企画部）

宮城県では、結婚を希望する独身男女を支援するため、AIを活用したマッチングシステムを導入した「みやぎ結婚支援センター『みやマリ！』」を令和3年9月から開設し、会員登録制のマッチング支援や婚活イベント等を実施しており、現在、本市では登録料11,000円の半額を補助している。

この度、宮城県では、みやぎ結婚支援センター開設から1年が過ぎ、登録者数の割合が低い20歳代を対象に、令和4年11月14日から令和5年2月28日までの期間限定で、登録料半額キャンペーンを開始した。

20歳代の登録会員の増加を図るため、県のキャンペーンと連動し、半額となった登録料5,500円の全額を補助することにより、結婚を希望する独身者への支援を拡充し、未婚・晩婚化の抑制を図るとともに、本市への移住・定住者の増加を促進するもの。

(1) 主な内容

みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーン

宮城県が実施している、20歳代を対象とした登録料半額キャンペーンに伴い、本市では半額となった登録料5,500円の全額を補助するもの。

[期間] 令和4年11月14日から令和5年2月28日まで

[対象者] 20歳代の男女（実施期間中に誕生日を迎え30歳になる方も対象）

(2) 今後の予定

令和4年12月 みやぎ結婚支援センター利用促進補助金交付要綱改正

（令和4年11月14日 遡及適用）

キャンペーン周知開始予定

3 東北経済産業局との包括連携協定の締結について（産業部）

東北経済産業局は、「共感」「協奏」「変革」を組織理念として掲げ、東北地域の持続可能な経済社会の実現を目指した取組を進めている。本市においても、令和3年度に策定した石巻市産業振興計画に掲げる事業を強力に推進して行くためには、東北経済産業局との更なる連携が重要となることから、包括連携協定の締結について本市から打診し、協議を進めてきた。

同局との協議が整ったことから、包括連携協定を締結し、本市における地域企業の成長に向けた支援、地域の発展・経済活性化に寄与する取組を進めることで、石巻市の震災復興の完遂、地域の産業振興及び地域活性化を図る。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 地域企業の成長に向けた支援に関する事
- ② 地域経済の発展・地域課題の解決に寄与するプロジェクトに関する事
- ③ その他、相互に連携協力が必要と認められる事項に関する事

イ 協定締結期間

協定締結から令和7年3月31日までとする（その後は協議の上、期間を決めて延長することができる）

(2) 今後の予定

令和4年12月23日 包括連携協定締結式

4 一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク及び株式会社東北丸和ロジスティクスとの災害時における支援協力に関する協定の締結について（産業部）

丸和グループは、災害時に全国的なネットワークを活かし、物流の面で社会貢献の取組を実施している。

先般、同社より災害時における物流支援に関する協定を締結したいとの申出があり、協力事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

同社との協議が整ったことから、災害時における支援協力に関する協定を締結し、災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施により、災害時の市民サービスの向上を図る。

(1) 主な内容

ア 支援協力の内容

- ① 物資等の輸送力の提供
- ② 荷役作業の提供
- ③ 物資の調達及び供給
- ④ 物資配送拠点の運営、運営に係る車両及び資機材の提供
- ⑤ 物資の配送等に関する専門的な知識・技能を有する者の派遣
- ⑥ その他、本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

イ 協定締結期間

協定締結の日から令和6年3月31日までとする。（以後1年ごとに自動更新）

(2) 今後の予定

令和5年1月 協定締結式

5 石巻ルネッサンス館用地の無償貸付期間の更新について（産業部）

石巻産業創造株式会社は、石巻トゥモロービジネスタウンに立地する企業の業務活動支援及び石巻地域企業の発展に資する業務を行い、新しい時代における地域の産業を創出することを目的に、宮城県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地元企業等及び石巻市の出資により設立された第三セクターであり、平成12年に本市所有地に建設した「石巻ルネッサンス館」を業務の拠点施設としている。

本市では、石巻ルネッサンス館を建設当初から同社に無償貸与してきたが、現契約が令和5年3月31日をもって終了する。

石巻産業創造株式会社は、創業時から経営課題の解決に資する各種相談支援、セミナー開催業務等を受託し、本市の産業振興及び発展に大きく寄与しているが、震災後は多少の単年度利益を確保できているものの、当分の間累積損失が解消される見通しはないことから、現契約と同じく貸付期間を3年間とした無償貸与を継続するもの。

(1) 主な内容

- ア 貸付財産 普通財産 土地（現況地目：宅地）
- イ 所 在 石巻市開成1番35
- ウ 貸付面積 9,956.68㎡
- エ 貸付目的 石巻ルネッサンス館用地
- オ 貸付期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- カ 貸付相手 石巻産業創造株式会社 代表取締役 近藤 順一
- キ 契約金額 無償

(2) 今後の予定

- 令和5年2月 市議会第1回定例会に財産の無償貸付けについて提案
- 4月 市有財産使用貸借契約の締結

6 石巻市営住宅における家賃減免制度の改正について（建設部）

東日本大震災による被災入居者の復興住宅の家賃は、「東日本大震災特別家賃低減制度（以下「国制度」という。）」により管理開始後5年間、一定額が減免されることに加え、本市独自の制度として、住宅の管理開始後10年間、国制度と同様の家賃減額措置を取り、11年目から、2年ごとに段階的に減免幅を縮小し、21年目から本来家賃とする「石巻市復興公営住宅家賃減免取扱要綱（以下「市独自制度」という。）」が規定されている。

被災入居者以外の市営住宅入居者に対しては、家賃の減免制度として「石巻市営住宅等家賃減免実施要綱（以下、「一般減免」という。）」が規定されている。

一般入居者（一般減免）に対し、被災入居者（市独自制度）の減免額が不利になる場合もありうる復興住宅の管理開始から11年目以降について、被災入居者においても一般減免を適用可能とするため、一般減免を改正し、真に生活に困窮する被災入居者の居住の安定を図る。

(1) 主な内容

一般減免を以下のとおり改正する。

ア 概要 管理開始後11年目以降の復興住宅の被災入居者から、一般減免の申請があった場合、市独自制度と一般減免を比較し、より大きな減免額を適用する。なお、申請をしない場合は市独自制度が適用される。

イ 対象 管理開始後11年目以降の復興住宅に入居する政令月収8万円以下の被災入居者

ウ その他 市独自制度は被災入居者が所得要件等を満たせば自動的に適用されるが、一般減免は扶助費等の非課税収入を算定するため、毎年度申請が必要となる。

(参考) 被災入居者の家賃減免の取扱いについて

	国制度	市独自制度	一般減免	
			(現行)	(改正案)
管理開始 ～5年目	一定額の家賃減免	一定額の家賃減免 (国制度による)	—	—
6年目 ～10年目	減免幅を 段階的に縮小	一定額の家賃減免 (5年間据置き)	—	—
11年目 ～20年目	制度終了に 伴う本来家賃 適用	減免幅を 段階的に縮小	適用なし	市独自制度と一般減免を比較し、より大きい減免額を適用
21年目以降		制度終了に 伴う本来家賃 適用	適用あり	適用あり

(2) 今後の予定

令和4年12月 石巻市営住宅等家賃減免実施要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和5年4月1日)

令和5年 1月 家賃減免制度改正のお知らせの送付

令和5年 2月 家賃減免制度改正の市報掲載
家賃決定通知書の送付(家賃減免制度改正のお知らせを同封)
減免申請受付

令和5年 3月 家賃減免制度改正の市報掲載
減免決定通知の送付

7 債券による基金の運用について(会計管理者・総務部)

本市では24基金を保有しており、現在は金融機関への預金により運用しているが、日銀のマイナス金利政策の影響により預金利率が年々低下し、運用益はほとんど期待できない状況となっており、運用の在り方について改めて検討が必要となっている。

本市の基金について、国債等の債券による運用を取り入れ更なる財源の確保を図る。

(1) 主な内容

果実運用型基金のように取崩を前提としない基金及び中長期の見通しにより残高が確実に見込まれる基金について、債券による運用を取り入れる。

ア 対象 篤志奨学資金貸与基金、奨学資金基金、市営住宅管理運営基金

(日銀のマイナス金利政策の影響で、債券による運用は10年以上の長期運用が主体となる。短期～中期の利回りがプラスに転じた場合は対象の拡大を検討する。)

- イ 運用方法 国債、政府保証債、地方債等元本の償還が確実な債券による運用
- ウ 運用期間 20年以内を基本に基金の目的、基金残高の見込み及び金融情勢に応じ適切な期間を選択
- エ その他 複数の基金を取りまとめることにより、スケールメリットが発揮され有利な運用が可能となることから、基金所管課からの依頼に基づき会計課での一括運用を基本とする。

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に令和5年度当初予算案（運用益に係る歳入歳出予算は基金所管課、財政課、会計課で調整）及び各基金条例の一部改正について提案（各基金条例については一括提案）

令和5年3月 公金管理運用方針の策定

令和5年4月以降 債券による運用

[報告事項]

1 道の駅「上品の郷」温泉保養施設利用料金の見直しについて（河北総合支所）

石巻市市税条例の改正に伴い令和5年4月1日から入湯税の税率等が改正されることから、石巻市道の駅「上品の郷」の指定管理者より、温泉保養施設利用料金の見直しについて石巻市道の駅「上品の郷」条例第10条第2項及び石巻市道の駅「上品の郷」の管理に関する協定書第27条第2項により協議があった。

道の駅「上品の郷」の温泉保養施設利用料金の見直しにより、指定管理者による入湯税の徴収、納入業務等の適正化を図る。

(1) 主な内容

ア 改定内容

下表のとおり石巻市道の駅「上品の郷」の温泉保養施設利用料金を改定する。

区 分		条例及び協定に規定する料金(上限額)	現行料金	改 定 案	
入 浴	平日	一 般	780円	600円	650円
		小・中学生	330円	300円	300円
	休日	一 般	780円	750円	780円
		小・中学生	330円	300円	300円
入浴割引回数券(11回券)	一般	7,800円	6,000円	6,500円	

イ 適用開始日 令和5年4月1日

(2) 今後の予定

令和5年 1月～ 道の駅「上品の郷」温泉保養施設利用料金の見直しについて周知
4月 道の駅「上品の郷」温泉保養施設利用料金の見直し

2 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間の再延長について（保健福祉部）

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者（被用者に限る）に対する傷病手当金の支給については、国の財政支援における支給基準に基づき適用期間の終期を令和4年12月31日までとしていたところであるが、今般、国より本取扱いについて、令和5年3月31日まで延長する方針が示された。

国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することにより、国民健康保険に加入する被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状を有する者が休みやすい環境を整え、感染拡大の防止を図る。

(1) 主な内容

石巻市国民健康保険条例施行規則の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を、令和5年3月31日まで延長する。

なお、対象者、支給要件等は従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和4年12月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（公布の日から施行）

3 石巻市芸術文化センターに係る名誉館長の設置について（教育委員会）

令和3年4月に石巻市複合文化施設（マルホンまきあーとテラス）が開館し、開館当初から名誉館長を設置してのPR活動等の検討を行ってきたが、今年度になり、名誉館長就任候補者（落語家：林家たい平氏）との協議が整った。

石巻市芸術文化センターの魅力を広く発信し、芸術文化の振興、創造及び交流を図り市民生活の向上に寄与するため、石巻市芸術文化センター名誉館長を設置するもの。

(1) 主な内容

ア 名称 石巻市芸術文化センター名誉館長

イ 職務

- ① 芸術文化センターに関する助言及び協力
- ② 芸術文化センターが行う行事、イベント等への参加及び協力
- ③ 芸術文化センターの普及啓発等のために、特に必要と認める業務

ウ 任期

委嘱した日から3年目の年度の末日までとする（再任を妨げず、任期終了前に再任の確認を行う。）。

エ 服務 非常勤

オ 旅費等

- ① 謝金及び旅費の支給

上記2の職務を行う場合は、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給

- ② 提供物

芸術文化センターに関する情報誌及び資料等を提供する。

カ 候補者（案）

林家 たい平：落語家、大学在学中に石巻を訪問し落語家になることを決意

(2) 今後の予定

- 令和4年12月 石巻市芸術文化センター名誉館長就任記念事業のプレスリリース
石巻市芸術文化センター名誉館長設置要綱制定（令和5年1月1日施行）
令和5年 2月 石巻市芸術文化センター名誉館長の委嘱

【その他】

- ・石巻市地域防災計画調整会議について（総務部）
- ・令和5年第1回定例会会期日程について（総務部）

以上